

金融審議会第一部会発表レジュメ

1 . 生命保険業への異業種参入に関するルール整備

(1) 検討の必要性

現状

ルール整備の必要性

(2) 生命保険事業の特性

公共性、社会性

契約の長期性・適正な保険引受の重要性

(3) 諸外国の法制

(4) 我が国における法制化の考え方

参入時の審査

参入後の監督

2 . 業務範囲について

以 上

一般事業会社による保険業参入等について(イメージ図)

米 国 (NY州)	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	日 本
<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>< 参入者審査：有り > - 財務状況 - 信頼性</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>* 銀行による参入は認められていない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>	<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>< 参入者審査：有り > - 財務状況 - 将来の計画</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>* 銀行による参入には監督長官の推薦要</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">〔議決権の10%超又は株主持分の25%以上の保有を禁止。〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>	<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>< 参入者審査：有り > - 適格性</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>	<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>< 参入者審査：有り > - 保険企業の健全かつ慎重な運営に必要な要件を満たすこと - 信頼性</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>	<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>< 参入者審査：有り > - 財務状況 - 人的構成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>	<p style="text-align: center;">一般事業会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">< 参入者審査：なし ></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保険会社</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">〔議決権の10%超の〕保有を禁止。〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">一般事業会社</p>
<p>< 参入後の監督 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴求権：間接的 (保険会社経由) ・ 検査権：上記間接的報告徴求が機能しない場合、直接検査可。 ・ 命令権：信頼性に問題がある場合など、適切な措置を講ずることを直接命令できる。 	<p>< 参入後の監督 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴求権：50%超所有者に対し、直接的に報告徴求可。 	<p>< 参入後の監督 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴求権：一定要件に基づき直接的に報告徴求可。 ・ 検査権：上記直接的報告徴求が機能しない場合、治安判事は立入検査の令状を出状可。 	<p>< 参入後の監督 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権行使：参入者の影響力が保険企業に悪影響を及ぼす可能性があることを示す事実がある場合、議決権行使を禁止することができる。 	<p>< 参入後の監督 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査権：保険会社との間に一定の協定がある場合、直接的に検査可能。 	<p>< 参入後の監督 ></p> <hr/>

一般事業会社の生命保険業への参入について（諸外国でのチェック）

一般事業会社の生命保険業への参入については、諸外国では、法令に基づく事前審査が行われることとなっている。
そのチェック項目は、以下に規定されているとおり、参入者の「財務状態」や「信頼性」をはじめ、とりわけ、米国（ニューヨーク州）やカナダでは、「実行計画」「資金源」といった参入の実態にまで踏み込んだものとなっている。

米 国（ニューヨーク州）	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>ニューヨーク州保険法第1506条（保険者の支配の取得または保持）</p> <p>(b) 監督官は、 本州民の利益を保護するために合理的と判断した場合には、 州内保険者の支配の取得を否認しなければならない。 その判定を行う場合において、監督官は次の要因のみを 考慮することができる。</p> <p>(1)取得者および保険者の財務状態 (2)取得者またはその役員(officers)もしくは取締役(directors)の 信頼性 (3)当該保険者の業務の適切かつ効果的な実行計画 (4)取得のための資金源 (5)受領すべき株式と交換する 株式、資産、現金またはその他の対価の公正性 (6)取得の結果が、いずれかの保険事業部門において 競争を著しく減じ、もしくは、独占を創出しかねないか否か (7)その取得が、 当該保険者の保険契約者または株主にとって危険または不利に なりそうか否か</p> <p>(c) (1)被支配保険者に影響を与える次の条件は本節に違反する。</p> <p>(A) 支配者もしくはその役員または取締役に信頼性のないことが 実証されていること、および (B) 支配の保持の結果が、いずれかの保険事業部門における 競争を著しく減じ、もしくは、独占を創出しかねない場合</p>	<p>保険会社法第420条</p> <p>認可に際して、大蔵大臣は以下を審査。</p> <p>- 申請者が保険会社に対して財政的支援を継続する上で、 申請者の<u>財源が</u> <u>相応しいものであるか、十分なものであるか</u> - 保険会社の事業の将来の運営と発展に向けた 申請者の<u>計画の健全性と実行可能性</u> - 申請者の<u>経歴・経験</u> - 金融機関の運営に関して適切な人格・能力・経験を 有する者により責任を持って会社が運営されるか - 申請者、又は、これらの者の子会社・関連会社等が、 保険事業を営んでいる場合、 大蔵大臣が適当と判断する基準に従って計算した 会社の規模等 - カナダの金融システムにとって最善の利益となるか</p>	<p>保険会社法第61条(1A)</p> <p>国務大臣は、 以下の理由により、 異議の通知書を 送達することができる。 (この通知をされた者は、 保険会社の支配的立場にある 者になることができない。)</p> <p>- その者が その会社の支配的立場 にある者になる者として 適格でないことと認めたこと</p>	<p>保険監督法令第8条1項</p> <p>次の場合には、監督官庁は 免許付与を拒否することができる。</p> <p>- 保険企業に対する 重要な出資者が、 保険企業の健全かつ慎重な運営に 必要な要件を満たさず、また <u>信頼性を欠くとき</u> - 他の自然人又は法人との 密接な関係（例えば、 株式の20%以上の保有）のため、 有効な監督を行うことができない とき</p>	<p>保険法典省令第322条 - 1</p> <p>以下の申請書類記載事項につき チェックが行われる。</p> <p>1. 譲受人が自然人の場合 a. 氏名、住所、国籍、生年月日 および出生地 b. 譲受人の活動 c. 譲受人の資産状態 2. 法人の場合 a. 商号および本店所在地 b. 本店を置く国の法令に従って 適法に設立されたこと c. 主な経営指揮官の氏名、住所、 国籍、生年月日および出生地 d. 資本および議決権の分布ならびに 主な株主および その株主が個々に保有する 資本および議決権の割合 e. 法人の事業に関する記述および その法人が保険企業に参加している ときはその詳細 f. その法人が企業集合体に属するときは その集合体を構成する主な企業 およびその集合体の組織図 g. 直近2事業年度の貸借対照表および 成果計算書ならびに その法人が企業集合体に属するときは その集合体の連結決算書 h. 事業者、行政または司法による 調査または手続きの対象となり、 または、そのおそれがある場合には、 その調査または手続きに基づいて 受けまたは受けるおそれのある 制裁または財政上の影響 i. 保険企業または金融機関の場合には、 それぞれ、支払余力の達成率または 支払能力率の水準</p>